

川口市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則について

改正後	改正前																		
<p><u>(浴槽水の消毒方法)</u></p> <p>第10条 条例別表第1第18号の規定による消毒は、塩素系薬剤を用いて行うものとする。ただし、これにより難しい場合には、塩素系薬剤を用いて行う消毒と同等以上の消毒効果を有する方法により行うものとする。</p> <p>2 前項本文の場合における消毒は、次に掲げる基準に適合するように行うものとする。</p> <p>(1) 浴槽水中の遊離残留塩素濃度が1リットル中に0.4ミリグラム以上となること。</p> <p>(2) 浴槽水中の遊離残留塩素濃度が1リットル中に1.0ミリグラム以下となるように努めること。</p> <p>(水質検査)</p> <p>第11条 条例別表第1第19号の規定による水質検査は、次の表の左欄に掲げる事項につき、同表の中欄に掲げる湯水について同表の右欄に定める頻度で行い、<u>第9条第1項及び第2項</u>に規定する水質の基準に適合していることを確認するものとする。</p>	<p>(水質検査)</p> <p>第10条 条例別表第1第18号の規定による水質検査は、次の表の左欄に掲げる事項につき、同表の中欄に<u>掲げる浴槽水</u>について同表の右欄に定める頻度で行い、<u>前条第2項</u>に規定する水質の基準に適合していることを確認するものとする。</p>																		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="98 904 331 1054">レジオネラ属菌</td> <td data-bbox="331 904 790 1054">原湯、上がり用湯（シャワーから供給されるものに限る。）及び毎日完全に換水している浴槽水</td> <td data-bbox="790 904 1117 1054">1年に1回以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="331 1054 790 1123">連日使用している浴槽水</td> <td data-bbox="790 1054 1117 1123">6月に1回以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="331 1123 790 1193">市長が定める浴槽水</td> <td data-bbox="790 1123 1117 1193">市長が定める頻度</td> </tr> </table>	レジオネラ属菌	原湯、上がり用湯（シャワーから供給されるものに限る。）及び毎日完全に換水している浴槽水	1年に1回以上		連日使用している浴槽水	6月に1回以上		市長が定める浴槽水	市長が定める頻度	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1122 904 1350 975">レジオネラ属菌</td> <td data-bbox="1350 904 1809 975">毎日完全に換水している浴槽水</td> <td data-bbox="1809 904 2139 975">1年に1回以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1350 975 1809 1045">連日使用している浴槽水</td> <td data-bbox="1809 975 2139 1045">6月に1回以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1350 1045 1809 1117">市長が定める浴槽水</td> <td data-bbox="1809 1045 2139 1117">市長が定める頻度</td> </tr> </table>	レジオネラ属菌	毎日完全に換水している浴槽水	1年に1回以上		連日使用している浴槽水	6月に1回以上		市長が定める浴槽水	市長が定める頻度
レジオネラ属菌	原湯、上がり用湯（シャワーから供給されるものに限る。）及び毎日完全に換水している浴槽水	1年に1回以上																	
	連日使用している浴槽水	6月に1回以上																	
	市長が定める浴槽水	市長が定める頻度																	
レジオネラ属菌	毎日完全に換水している浴槽水	1年に1回以上																	
	連日使用している浴槽水	6月に1回以上																	
	市長が定める浴槽水	市長が定める頻度																	
<p>附 則</p> <p><u>この規則は、令和4年10月1日から施行する。</u></p>	<p><u>(浴槽水の消毒方法)</u></p> <p>第11条 条例別表第1第24号クの規定による消毒は、塩素系薬剤を用いて行うものとする。ただし、これにより難しい場合には、塩素系薬剤を用いた場合と同等以上の消毒効果を有する方法により行うものとする。</p>																		